

公益財団法人 社会変革推進財団 アドバイザリー委員会規程
(2022年5月13日制定)

(設置目的)

第1条 公益財団法人社会変革推進財団(以下「本財団」という。)定款第40条の定めに基づき、本財団の事業推進のために必要な助言を得ることを目的として、アドバイザリー委員会(以下「本委員会」という。)を設置するものとする。

(委員)

第2条 本委員会の委員は、理事会にて選任した10名以内の有識者とする。

(任期)

第3条 本委員会の委員の任期は2年とする。

(開催)

第4条 本委員会の会議は、代表理事が招集し、原則として年1回開催することとする。

(進行)

第5条 前条の規定により招集された本委員会の会議の進行は、代表理事が行う。

(謝金)

第6条 本委員会の委員には、謝金を支払うことができる。

2 前項の謝金の額は、代表理事が別に定める。

(議事録)

第7条 本委員会の会議の議事については、議事録を作成する。

(庶務)

第8条 本委員会の庶務は、総務部において行う。

(細則)

第9条 本規程を実施するために必要な事項については、代表理事が別に定める。

(改廃)

第10条 本規程の改廃については、理事会が決定する。

附則

本規程は、2022年5月13日から施行する。